

◆「社会保険料控除」とは?

国民年金保険料は、納付した保険料の全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除とは、国民年金、国民健康保険、健康保険、厚生年金保険などの保険料を納付したとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき保険料を納付したときに受けられる所得控除のことで、個人の所得によって発生する税金が軽減されます。

◆「社会保険料控除」を受けるには?

国民年金保険料などの社会保険料控除は、年末調整や確定申告において申告することにより控除されるものですが、申告に際しては一年間に納付した保険料を証明する書類の添付等が必要となります。

このため、社会保険庁では、国民年金保険料を納付していただいた方（被保険者ご本人宛）に、一年間に納付していただいた国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を平成19年11月上旬までに送付しております。

◆「控除証明書」の内容は?

証明内容は、平成19年1月1日から10月1日までの間に納付していただいた国民年金保険料額と11月

発送の控除証明書を作成した時点の納付方法で、引き続き12月31日までに納付していただいた場合の納付見込み額です。

平成19年11月発送の対象とならなかった方で、平成19年10月2日から12月31日までに国民年金保険料を納付していただいた場合には、平成20年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

なお、2月発送の控除証明書は、納付済額が確定していますので、見込額欄はありません。

年末調整や確定申告の手続きには必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、国民年金基金の掛金についても同様の取り扱いとなりますので、基金から送付される証明書を添付のうえ、申告くださいますようお願いいたします。

●平成19年中に国民年金保険料を支払ったのに控除証明書が届かないなどの控除証明書に関するお問い合わせは

控除証明書専用ダイヤル ☎0570-00-9911

※電話機によっては繋がらないことがありますのでご了承ください。

詳しくは、町民課保健福祉グループ(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。

受講料
無料

応募締切
平成19年12月14日(金)

援助技術、輸液管理など)
計画、救急蘇生法、日常生活の
情報保護、医療安全対策、看護
（最近の医療看護の動向、個人
せて個別対応します。

研修内容

研修プログラムは受講生に合わせ
研修病院
研修期間
8週間(土日を除く38日間)

研修病院

受講者の居住地域近隣の研修受
研修期間
平成20年1月15日～3月7日

開催期間

再就業を希望している看護職員

受講対象

是非ご参加ください。

技術の確認をしませんか。

医療・看護の状況を知り、看護
業務研修を開催します。最近の
象に、臨床(病院)での実
務研修を開催します。最近の
る看護職員の皆さんを対
就職をしたいと考えてい
仕事から離れていて再

が、プラン
クがあつて自信がないなどとお考えの方は、

未就業看護職員の 臨床実務研修



お申込み・お問い合わせ先

社団法人北海道看護協会 北海道ナースセンター

〒003-0027 札幌市白石区本通16丁目北6番1号

TEL.011-863-6731 FAX.011-866-2244